

三陸支所及び綾里・吉浜地域振興出張所の窓口開設時間の見直しについて

1 趣旨

三陸支所と綾里・吉浜地域振興出張所の窓口開設時間を、職員の働き方改革の一環として試行的に見直し、短縮します。

見直し前 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

見直し後 午前 9 時～午後 4 時、午前 11 時 30 分～午後 0 時 30 分に窓口業務を休止

2 見直しの理由

現在、窓口の開設時間が職員の勤務時間と同一であることに加え、休憩時間中にも窓口業務を行っており、職員の働き方改革の一環として取り組むため、見直しするものです。

また、窓口開設時間の見直しによって、新たな行政課題の解決に職員のマンパワーを振り向けるよう取り組んでまいります。

3 窓口開設時間の見直しに係る対策

(1) 住民への周知と意向調査

令和 7 年 11 月発行の市広報紙に記事掲載するほか、報道機関への情報提供、市 SNS 等による広報活動を行います。また、試行期間中に昼の休止時間帯にかかるアンケート調査を行います。

(2) 住民の利便性確保

昼休みが正午から午後 1 時までに限られる会社員等の利便性を確保するため、12 時 30 分から午後 1 時までには窓口が利用できるようにします。

4 見直しスケジュール

令和 7 年 11 月～ 周知期間

令和 8 年 1 月 試行開始（同年 3 月まで）

※試行期間における検証を踏まえ、令和 8 年 4 月以降の本格実施を検討。